

令和2年第3回那須烏山市議会5月臨時会（第1日）

令和2年5月8日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時22分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋谷由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回那須烏山市議会5月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会に当たり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

9番 小堀道和議員

10番 相馬正典議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）

○議長（沼田邦彦） 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）を3月27日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めます。

一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ5億8,959万8,000円増額し、補正後の予算総額を140億8,148万6,000円とするものであります。

今回は、災害査定に伴う農地・農業用施設災害復旧費の増額や新型コロナウイルス感染症対策など、緊急に対処しなければならない事務事業等が生じたことから補正予算を編成し、専決処分したものであります。

また、翌年度への繰越明許費につきましては、追加2事業、変更1事業を計上したほか、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金等融資保証に対する損失補償を行うことから、債務負担行為の追加を行いました。

それでは、主な内容について御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費は、市有施設整備基金積立費及び庁舎整備基金費として積立金の増額を計上いたしました。

民生費は、児童福祉事業費及び放課後児童健全育成事業費として、市内保育園や各放課後児童クラブに対する園児、児童及び施設職員等のマスクや消毒液の購入に対する経費の増額であります。また、特別保育事業費は、民間の認定こども園等が空気清浄機等の備品を購入する経費に対する補助金を計上したものであります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、災害査定額や実施設計額の確定に伴い、不足する工事請負費等を増額しました。

次に、歳入であります。

地方譲与税、利子割交付金、子ども・子育て支援臨時交付金、特別交付税は、それぞれの額の確定による精算であります。

分担金及び負担金は、事業費の増額に伴い、農地・農業用施設災害復旧事業費分担金を追加計上いたしました。

国庫支出金は、今回の歳出予算計上に伴い、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金や農地・農業用施設災害復旧事業補助金の所要額を、それぞれ計上するものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願い申し上げます。提案理由の説明

といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 11ページの歳入ですが、ただいま市長から御説明があったんですが、9款2項に子ども・子育て支援臨時交付金が、これは去年の9月に補正予算で5,089万6,000円を計上しました。ところが、今回はそこから1,022万4,000円減額になったんですが、これはなぜこれほどの多額の減額になったのか、これが1つ、理由です。

それと、これに対しての歳出なんですけど、これだけ1,000万円も事業の交付金が減額になったんですから、それに伴って事業も減額すべきではないかと思いますが、歳出の予算書には、この部分の減額が載っていないような気がするんですが、これはなぜなのか、まず、これについてです。

次に、14款の災害復旧の国庫補助金がありますね。今回のを合わせますと12億9,200万円ほどあるわけなんですけど、農地の災害復旧というのは補助率、これは工事によって違うかもしれませんが、平均して何%ぐらいになるのかをお伺いをします。これが2点目です。

それと、12、13ページ、これは確認なんですけど、歳出のほうの財政調整基金、ここに2つ、今回、1億円と2億2,989万4,000円を補正で積み増すわけなんですけど、これを積んだ後の基金の額なんですけど、まず、市有施設整備基金積立金、1億円を含めて計算しますと、16億9,474万7,000円なんですけど、これでよろしいのかどうか。1694747です。それに庁舎整備のほうは、今回、2億2,989万4,000円を積み増すわけなんですけど、これを合わせて、庁舎の関係は12億4,021万円。124021で、これでよろしいのか、お伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず、1番目の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、国のほうの事業の決定に伴う減額でございます。また、歳出につきましては、一般財源としておりますので、それに伴うものはございません。

あと、基金のほうですが、今、中山議員が言った数字のとおりでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 先ほどの補助率のお話ですけれども、今回、補正予算で、歳入で見えています受益者負担分につきましては、5%分を見えています。

国庫補助については、95%の予算計上をさせていただいておりますが、まだ国のほうから今回の補助率につきましては決定がされておられませんので、取りあえず、今回は95%で見させていただきます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 再度、お伺いします。

歳入の1,000万円減った件なんですけど、9月の補正予算では5,000万円ほど入るということで、5,000万円に相当する今度、歳出も見ていたわけですね。計上したわけなんです。

しかし、今回、これは1,000万円が減額になったんですから、何らかの形で1,000万円を歳出の面もどこを減らすのか、何でどうこれを充当したのか、その辺のところを説明頂きたいんですが。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 子ども・子育て支援臨時支援交付金につきましては、国の総額に対しての薄まきと言いますか、全国に配りますので、その中で、当初5,000万円ほどを見込んでおりましたが、交付決定が来ましたらば、結果的には4,000万円だったと。4,000万円ちょっとだということでございますので、こちらにつきましては一般財源として使っております。

こちらの部分につきましては歳出を減らせということでございますが、3月でございますし、その分の執行はもう既にしておりますので、その分はほかの一般財源で補ったということでございます。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 重なる部分もあるかと思うんですが、災害復旧工事について、お尋ねをしたいと思います。

まずは、災害復旧工事が完成しまして、例えば、ポンプだと一番分かりやすいかと思うんですが、市のほうが発注して、工事が完成して、今現在、田んぼに水が入って、田植なんかをやっているという状況の中で、一番農家の方が心配しているのは、一体幾ら市から請求が来るんだろうというのが心配なんです。何百万円もかかりますから、1%だって、それも10人とか15人、下手すると何十人という人から均等割で、均等割というか田面の面積、そういうことから集めるということで、やりたくない人も皆さんに協力しなくちゃということでやるのかな

と思うんですが、それは国の補助率が決まらないと、当然、それについては出せないということなのかと思うんですが、もくろみとして大体この辺には決定ができて、この辺にはどういう形になるか分かりませんが、市のほうから受益者負担金をお願いしますということが、各水利組合さん等に行くのか、その辺のところの目安を教えていただければと、このように思いますけれども。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ただいまの質問でございますが、各土地改良区の方々、役員の方々、水利組合の役員の方々につきましては、説明会等で過去の平均値といった補助率の数値を示させていただいております。

額が確定次第、詳細については説明しますということで御理解を頂いております。また、各団体に対しましては、事業の実施については了解を頂いておりますので、今後、連絡を取り合いながら、各団体宛てに幾らぐらいになるのかということとは早めに決定次第、お知らせをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 決定次第ということは分かるんですが、おおむねいつの頃になるのかなど。まだ皆目、五里霧中なのか、幾らか6月とか5月末とか、そういうことなのか、その辺のところぐらいはわかりますか。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 私どもも配当を決定はしたいところでございますけれども、決定通知等がないとお示しできない部分もありますので、早急に決定して、早急に対応させていただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 相手があることだから分からないというのが現実なんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 以前の過去の平均値について、今のところ、示させていただいておりますので、各団体等につきましては、その数値で現在のところは御理解頂いていると理解しております。（「噛み合わないというか、いつなら分かるのという話」の声あり）

○議長（沼田邦彦） 17番 平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほど、学校関係の今後の様子を見ながらですが、方向が示されたんですけども、これに付随して、幼稚園等については同じようにやるのか、それとも5月いっぱいはやらないという方向なのか、その点をお聞きしたいと。

それと、保育園関係は通常通りやっていますよね。それと放課後児童健全育成事業も、同様にやっていると。そのほかに、学校で子供を預かるということも、保護者が送り迎えをするということを前提に、午前中ですか、ということでやられているのかなと思うんですけども、これについても引き続き、同様に行うのか。先ほど学校関係のほうで、5月の11、12、13日が登校で、5月18日からA班、B班に分けて午前中4時間程度、5月25日からは5時間までという方向が出されましたけども、それに合わせて学童保育は連動するのか、それとも下校するのか、その辺の考え方について、お示しいただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

○議長（沼田邦彦） 再開いたします。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 幼稚園部門につきましては、来週の月曜日から段階を踏んで、受入れというか運営できる形を取ってくれということが、県のほうから指示がありましたので、つくし幼稚園につきましては、クラスを分けて曜日ごとに登園させる形を、段階を踏んで進めていく予定であります。あと、私立の認定こども園につきましては、そういった旨を通知してありますので、それぞれの園のほうで何らかの形で開始することとなっております。

あと、保育園につきましては、基本的には開所しておりますが、登園自粛要請というものはかけておりますので、自粛に協力していただいた方については、それなりの日割り計算というか、保育料のほうを調整しているところでございます。

あと、放課後児童クラブにつきましては、学校のやっている、やってないが大きく影響するんですが、学校が全部始まってしまえば通常どおり午後になるんですけど、今のところやっていないので、午前中は学校がやっていないときは、学校のほうで12時45分まで見ていただいて、それ以降については放課後児童クラブが引き受ける。あとは臨時登校であったり分散登校が始まって、学校のほうでも午前中の預かりができないということになると、朝から、7時半頃から、放課後児童クラブが1日での運営という形になりますので、そのときの状況によって変えていくという形になります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 歳出の財政調整基金の件で、どうも私は庁舎整備に敏感なもので、積

立金の金額が2億2,989万4,000円ですか。この金額というのほどのように決められたのかと思ひまして、過去に何年間か積み立てていると思うんですけど、過去の積立金というのは1年にどれくらい積んでいるのかも伺ひできればと思ひます。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 積立金の2億2,900万円ですが、歳入の地方交付税で特別交付税の決定がされまして、3億5,619万4,000円、今回、歳入で補正しているものでございます。こちらにつきまして、そのほか利子割交付金とかは減額されていますが、総トータルで一般財源として入ってきたものについて、今回、市有施設整備基金に1億円を積んで、残りを庁舎整備基金に積んだということで、2億2,900万円がどういう計算というのは、別に特にはありません。特別交付税で、余分と言ひますか、若干余裕ができた分について基金のほうに積ませていただいたということでございます。

毎年の積立額につきましては、特別交付税や、そのほか財源の関係がありますので、年度、年度でばらばらでありますけれども、積立てが始まって5年か6年間ぐらいで12億4,000万円まで行ったということでございます。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 今回、世間を騒がしているコロナウイルスの問題とか、昨年台風19号の災害の後始末とか結構お金がかかる中で、庁舎整備のために2億2,000万円も積み立てられるのであれば、そういうコロナウイルス対策とか休業している事業所、かなり、ひょっとしたら、辞められてしまうか潰れてしまうか分からないような事業所とか市内にもあると思うんです。そういうところに、例えば、庁舎整備基金というのを1億円として、残りの1億2,000万円をそういうところに振り分けるといふことは、市としてお考えはしなかったのかと、そういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん考えております。

それ以外のお金としまして、昨年度分のですから、それに2億円を足させていただいているということです。今から使う分には、また別に予算を組んで、皆さんに議決を頂いていくことに今後なりますけど、そういうふうに使わせていただいていると。これは交付税が新たに決まるんですよ、3月の決算が終わって、それ以降に国から払戻金のような感じに戻ってくるお金なので、昨年度に積立てをさせていただいたということです。

今回のコロナ対策とかそういうのは、また別に予算を取っておりますので、それは別な問題だと思ひます。要するに、普通の一般でいったら預貯金以外に収入があったので、それを貯金しようという話であって、今月使う分のお金は取っていたんですけど、ある意味、別なボーナス

があったので、それは貯蓄に回しましょうということです。これを庁舎整備に入れていますが、本当に大変なことがあれば取り崩して取れるのが基金だと思っておりますので、決して庁舎整備のためだけにお金を使っているわけではありません。貯蓄と思っていただければ間違いはないと思います。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 私の認識不足で、庁舎整備基金というのは庁舎を整備するだけに使うお金なのかと勘違いをしておりました。そういう基金を違うところで必要になった場合は、ぜひお使いいただければと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ただ、基金の名前を付けていますので、それ以外に使うときは皆さんにお諮りするようになると思いますので、そのときは皆さんの御意見が必要になると思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条

例等の一部改正について)

○議長（沼田邦彦） 次に、日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることになりました。

本案は、これらの改正に伴い、那須烏山市税条例等の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年3月31日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

主な改正内容を申し上げます。

個人市民税につきましては、給与所得者、または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合、その旨の記載を必要としていた規定の削除や肉用牛の売却による事業所得、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、それぞれ適用期限を3年間延長するものであります。

また、固定資産税につきましては、固定資産の所有者の存在が不明の場合、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するとともに、現に所有している者の申告制度について現所有者が申告すべき事項等についての規定を新設する等の改正であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例等の一部改正について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度那須烏山市一般会計予算の歳入、歳出を、それぞれ26億5,710万5,000円を増額し、予算総額を136億3,710万5,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。

では、主な内容について御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費は、特別定額給付金事業費としまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、給付対象者1人につき10万円を給付するための経費を新たに予算計上するものであります。

民生費は、子育て世帯臨時特別給付金事業費として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を支給するための経費を新たに予算計上するものであります。

商工費は、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費として、栃木県の休業要請等に応じて

休業した施設を有する事業者に対し、市が独自に休業期間の対象を拡大した上で、1事業者当たり10万円の協力金を支給するための経費を新たに予算計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、歳出で説明しました特別定額給付金や子育て世帯臨時特別給付金に係る事業費及び事務費に対する国庫補助金であります。

繰入金は、不足財源の補填として財政調整基金をもって措置したものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 歳出の関係で10万円の給付なんですけども、2億6,000万円ということでございます。先ほど全協等で送付の方法、あるいは、支給の方法が示されたんですが、もう一度、どういう方法で給付申請書が送付されて、受付がいつ頃までに行われて、いつから支給になるのか、子育て世帯臨時特別給付金事業についても、もう一度説明をお願いいたします。

11ページの新型コロナウイルス対策商工業支援事業費、2,000万円でございますが、これまで私の認識では、県のほうで30万円の対象であったものに、市のほうで10万円を上乗せするという認識だったんですが、先ほどの説明の中では、それ以外にも市独自に10万円給付するという話があったんですが、これについてももう一度、説明をお願いできればと思います。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず初めに、特別定額給付金の関係について、御説明申し上げます。

先ほども説明いたしました、オンラインによる申請につきましては、5月12日から受付を開始いたします。この方は、マイナンバーカードを持っている方で、世帯主のみが申請できます。郵送による申請もできます。こちらにつきましては、今のところ、5月20日に郵送を発送する予定でございますが、ただ、こちらシステム会社等の納品が早ければ、発送もなるべく早くしたいと思っております。こちら受給者は世帯主になります。世帯主の方が世帯分をまとめて請求していただいて、1人当たり10万円を交付するというところでございます。

申請期限につきましては、郵送方式で発送した日から3か月以内が申請期限になりますので、その以内に申請していただければと思っております。

支給につきましては、早く発送すればいっぱい来るんだと思うので、5月中に何とか支給していきたいかなと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 子育て世帯臨時特別給付金事業費、2,711万6,000円の件なんですけど、こちらにつきましては、公務員と公務員以外で分かれています。

公務員以外につきましては、申請をする必要がございません。ただし、辞退する方につきましては辞退の旨の申請が必要となりますので、受け取り拒否の期間を設けてございますので、その期間が過ぎましたら、早々に振り込みの手続きを取りたいと思っております。

公務員につきましては、ふだんは事業所のほうから給与に含まれてきますので、こども課のほうでは、口座とかそういうものが把握できておりませんので、公務員につきましては、まず、申請が必要ということになっております。

公務員以外につきましては、6月15日の6月の定期支払い日、児童手当の支払い日と合わせて振り込みを開始したいと思っております。公務員につきましては、給付日は6月30日から毎月月末を支払い日ということで行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 新型コロナウイルス対策商工業支援事業費についてお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、県の要請、協力依頼に応じまして、休業に御協力頂いた事業者に対しまして、市としても協力金を支給するものとしております。支給対象者につきましては、令和2年4月17日以前から市内において栃木県の休止の要請、協力の対象となっている施設及び飲食業等の食事提供施設を運営しており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設を休業した事業者としております。

支給の要件及び支給額につきましては、4月29日から5月6日までの間、休業した事業者に一律10万円を支給するものです。

提出書類につきましては、補正予算可決後、速やかにホームページのほうにアップしたいと考えております。そちらのほうで申請書等を周知しまして、ダウンロードを可能とさせていただきます。また、申請書様式は商工観光課、また、南那須庁舎の市民課分室等で入手できるようにする予定としております。また、窓口で入手も困難な方に関しましては、郵送でも対応したいと考えております。

申請の方法なんですけども、感染拡大防止のために、原則としては郵送での受付をしようと

考えておりますけども、やむを得ず持参する場合につきましては、商工観光課のほうに連絡を頂きまして、事前に調整させていただきたいと考えております。

受付期間につきましては、県のほうが5月7日から受付を開始しまして、6月30日までとしておるところから、市のほうも速やかに対応したいと考えておりますので、5月11日から7月31日までの間、受け付ける予定としております。

市独自の部分につきましては、4月29日から5月6日までの間休業したところになっております。（「5月何日まで」の声あり）4月29日から5月6日までの間、休業した施設と。

以上になります。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市独自のやつが知りたかったんですが、旅館業の場合と食事を提供する飲食店、それとの差があって、県のほうの協力要請の該当しなかった業者もいたんですが、今回の10万円については、飲食だけを提供する業者でなくても該当になるという考え方でよろしいんですか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 旅館業につきましては、行楽を目的として宿泊するお客様がいる施設について、県のほうで4月28日から5月6日まで休業したものが対象としておりますが、市のほうとしては4月29日から5月6日まで休業している行楽を目的とする宿泊者がある旅館業については対象としております。

以上になります。

○17番（平塚英教） 分かりました。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居光一郎議員。

○13番（久保居光一郎） ただいまの平塚議員の質問の関連ですけれども、今、上程されている、11ページの新型コロナウイルス対策商工業支援事業費、これが2,000万円でございます。大体申請者が、先ほどの全協の説明だと候補が200件ほどあったということで、2,000万円の予算をつけたのかなと思っているんですが、これは県の休業要請は4月21日から5月6日までだったんですよね。市のほうも独自の補助金ということで、発表されたのは、たしか4月23日頃だったかと思うんですが、そのときに私は思ったのは、県のほうと一緒にやるのに県は4月21日からの休業要請、それが市のほうも独自にやりたいといって、私が知った日は4月23日だったんですよね。それでは、2日前に県と同じ条件でやるんだと少し聞いたものですから、2日前の4月21日に立ち戻るのは難しいんじゃないかというお話をさせてもらいました。

だけど、それは私が言った、言わないじゃなくて、今回の場合、市のほうの独自の補助金支

援事業として、4月29日から5月6日まで休業された、自粛要請をされる飲食店関係の方とかその他の事業所に対して、各10万円を市独自に配るという対応は大変よかったのではないのかなと思っております。

それから、これは関連なんですけれども、市内にもたくさん事業所がございます。各事業所、いろんな規定があるわけがございますけれども、持続化給付金というものをそれぞれの事業所で給付を受けるための手続をしているかと思っております。私のところもきついですから持続化給付金のあれをやったんですが、とにかく国の申請というのはオンラインとか何とかというと、私らでもできません、なかなか難しく。市内にもそういう事業所の方、それから零細企業の方がいらっしゃるかと思いますので、これは、ぜひ商工観光課、それから商工会辺りが連携をして持続化給付金が頂けるような、また、その手続をお手伝いできるような体制もさらに強化していただければと思っております。

それから、直近で知ったんですけれども、農業のほうも持続化給付金という形で給付の申請もできるということがございますので、併せて所管の職員の皆さん、それじゃなくても大変かと思っておりますけれども、JAとかそういう関連部署の方々と協力して、本当に困っている方が国から頂ける持続化給付金、それから、雇用調整助成金なんていうのもありますね、事業者の場合は。そういうところも、できるだけ広く市民に知っていただいて、そして、市民の現状苦しんでいる方には、それがしっかり国のほうからの支援が回るようにお手伝いをしてあげられる体制を、市としても各関係団体に要請をしながら、連携を取って諮っていただければと思っております。

これは要望でございますけれども、市長の所感を伺いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） たくさんの助成金や補助金が出てきています。手続も大変なものとは簡単なものがありますので、各団体とか事業所につきましては各課に手続を手伝うように要請していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、これは当たり前になんかのできないだろうという話になるかもしれませんが、少しお尋ねをしたいと思います。

世帯主が申請するんだよということなんです、家庭の中では、様々な家庭がございまして、世帯主がどこか行っちゃったとか、極端なことを言うと、うちへ帰ってこないでほかにいるんだということがあったり、そういうときには何か特例で、奥さんと子供と旦那さんと、特別に

そういう給付をしてもらうことができるのかどうか1点です。

あと、もう一つは、これは市単独の商工業の支援事業なんですけれども、提出書類はほぼ出来上がっているということだと思います。これは今、予算が通れば、ホームページにアップするという事だったと思うんですが、これは、言い方がいいかどうか分からないんですが、申請する人の手間を省くことを考えれば、県のものと同じだったら、コピーして名前だけ那須烏山市長ぐらいのところの名前を変えればいいぐらいの感じで出来上がっているのかどうか。

独自に作ったのでは、商工業者さんもコピーして別添のとおりぐらいのところで済んじゃうような簡略化をするということが、少しでも負担を和らげることになるのではないのかなと。独自の人は別ですよ。ただ、県には出しているんだけど、また市は別な様式なんだわと。だったら県に出したやつをコピーして別添のとおり申請しますぐらいで済むのが一番簡単だし、すぐにみんなも手配できるのかなと、こういうふう思うんですが、そういうことになっているのかどうか、この2点について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 特別定額給付金の世帯主の関係でございます。

マニュアルどおりの答えしかできないんですが、あくまでも世帯主が申請者で、世帯主が申請できない場合は、同じ世帯の方が代わりに、代理で申請することはできます。ただ、その場合も世帯主がその方に委任をするという形が必要となりますので、そこは、その世帯の中でよく話し合っただけだと思います。なお、世帯の中で、例えば、子供の分は別にこっちの口座、奥さんの分はこっちの口座というのはできませんので、それは世帯として1つという考え方で国からの指示は来ておりますので、分けることはできません。ただ、代理の申請はできますということです。

○議長（沼田邦彦） どうぞ、続けて。

○総合政策課長（石川 浩） あと、参考にDVとか高齢者の虐待関係の場合なんです、住民票を置いたまま、例えば、那須烏山市に避難してきている場合等につきましては、那須烏山市こども課のほうで、被害実態を総合政策課のほうに報告いただきまして、総合政策課が県に報告しております。県同士でやり取りをしまして、いわゆる加害者のほうには給付金が行かないような形で進んでおります。あくまでも、DV被害者とかそういう弱者の方については、居住市町村で交付するという方向で進んでおりますので、加害者に行かないということでございます。

こちらのDV被害者の方は住民票がないので、そちらにつきましては、市のほうで追加して交付するという形になります。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 提出書類でございますが、申請書自体は改めて書いていただく形にしております。

県の協力を申請した方につきましては、県に提出した書類の写しで結構という形にしております。また、県のほうから支給に関する通知というのが郵送される予定となっております。その場合であれば、その写しだけで構わないということにしております。

市独自のほうにつきましては、本人確認の書類と支給対象施設が事業を営んでいたということを確認できる書類、併せて休業していたことが確認できる書類の添付を求めています。

以上になります。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 何点か質問を申し上げます。

まず、9ページの例の特別給付金支給の件なんです、このことにつきましては、去る4月21日の全協で執行部から説明を受けております。その際、私はどなたであったか忘れてましたが、同僚議員からそう決まったならば、速やかに支給できるように、事務的なことを進めてもらいたいと、いち早く進めてもらいたいと、そう要望したと私、記憶しております。

今朝の新聞を見ますと、小山市ではもう既に、昨日、5月7日に支給開始していますね。那須町は5月14日が支給開始です。しかし、この分ですと、本市では5月、今月に間に合うかどうか。いずれにしても今月の下旬になりますよね。なぜこのように市町村によって差が出てしまったのか、これについて、まず1点お伺いします。これが1点です。

次に、予算の中の26億998万4,000円のうち、事務費が1,598万4,000円計上されていますね。事務費の件なんです、これは実際に事務手続をして、余った場合は返すのか、逆に不足が生じた場合には清算で、後で追加で支給されるのか、このことについてお伺いします。これが2点目です。

次に、その下側の児童福祉費補助金の2,711万6,000円なんです、これも新しい事業ですね。これは私の認識不足で申し訳ありません。給付の基準と給付額、それと給付対象者が何人ぐらいなのか、お伺いをしたいと思います。

それと1枚めくっていただきまして、11ページに、節の区分の中に職員手当632万8,000円とありますが、これは給付金に関する職員ではないかと思うんですが、給付事務におよそ延べ何人掛かるとみなして、632万8,000円を計上したのか、これについて、お伺いをします。

それと、もう一枚めくってもらって、12ページの給与費明細書なんです、ここの一般職

(1)の総括、その下に会計年度任用職員以外の職員とありますね。ここで、職員手当が636万2,000円を計上されていますが、これの時間外手当は、なぜこれをここで計上するのか、これについての理由です。

それと、その下の会計年度任用職員です。ここに職員数が4人増員になるんですが、これはなぜ4名増員になるのか。それと、ここの中の報酬について、報酬とは何なのか、これについてお伺いをします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き、再開いたします。

石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 特別定額給付金の関係の御質問にお答えいたします。

まず、時期的な問題でございますが、小山市とか那須町、宇都宮市等が早くできたということなんですが、端的に言いますとシステムが違います。那須烏山市はTKCに頼っていますが、小山市と宇都宮市はTKCじゃない部分がありますので、そちらのシステムの違いがありまして、若干ずれができています。なお、うちのほうにつきましても、TKCと調整しましてなるべく早くということで、今のところ、早めに納品を頂けることにはなっているので、発送もなるべく早くしたいと思っております。

また、那須町のほうで早いというのがありますが、こちらにつきましても、白紙で送っている部分とかがあります。それなので早くできているところもありますが、現実的には、先ほど申し上げましたDVとか虐待関係の調整が、ゴールデンウィークの連休中に県を通して行っているという事情がありまして、それがはっきりしないと、交付しちゃった場合に加害者に交付してしまう、そういう現象が起きます。その場合は返還を求めるとかという事務的なこともありますので、現実的には、それを待って事務を進めざるを得なかったというのが現実でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

あと、事務費なんですけど、事務費につきましても、もし過不足があった場合は、事務費は100%国から来るということになっておりますので、変更申請をすれば、足りなかった分については来るし、もし余れば、当然お返しするという形になります。

職員の手当の632万8,000円ですが、総合政策課、会計課、市民課、総務課危機管理グループ、こども課等の担当者28名分の4か月分の時間外を見込んでございます。

なお、申請に当たりまして、オンライン申請や郵送による返送を基本としておりますが、中には書き方が分からないとか、コピー機がないとかということで直接市役所に来る方もいらっしゃるんだと思います。そのために、一応20日から、もし早まれば18日からなるんですけど、6月5日まで烏山庁舎と南那須庁舎の入り口に窓口を設置したいと思っております。そちらについての職員も配置したいと思っております。基本的には、その日に受け付けた分は、なるべく早く支給するために、その日のうちに処理したいということがありますので、時間外を見込んでいくということでございます。

あと、会計年度任用職員の4人につきましても、同じように早期に処理をしなくちゃいけないということもありますので、会計年度任用職員を4人ほど4か月雇いまして、庶務の処理の手伝いをさせていただくということで計上しているものでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 子育て世帯臨時特別給付金の給付対象者であったり、支給額関係ですが、まず、支給対象者は令和2年4月分の児童手当受給者となります。ただ、今回につきましては、新高校1年生も含むということなので、4月分とありますが、括弧書きで3月分を含むという形になります。

支給対象児童につきましては、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童となっております。

支給額は、対象児童1名につきまして1万円。

対象児童見込み数なんですが、2,620名を見込んでおります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 石川課長のただいまの説明で、6月5日まで窓口を設置するといいますが、これは時間を延長して何時までやるということなんでしょうか。それとも5時15分までということならば、残業手当は必要ないと思うんですが、この辺のところはどうなんですか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 12ページのイの会計年度任用職員の部分です。

報酬の197万7,000円は、会計年度任用職員制度になっていきますので、昔の賃金に当たりますので、これは報酬、いわゆる賃金でございます。

職員手当の5万6,000円につきましては、雇う4人の方の通勤手当の部分でございますので、会計年度任用職員については、時間外は見込んでおりません。

窓口設置をして受付をした分をその日のうちに処理するという基本方針でありますので、時間外については職員分ということで御理解頂きたいと思います。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 本題から少し離れちゃうんですけど、10万円の支給の件で、今までずっとこずっているマイナンバーカード、これはメリットがあるのであれば、せっかくですから、こんなにメリットあるんだから、みんなマイナンバー登録してねみたいなことをひそかにPRすることが有効かどうかというのをお聞きしたいのと、あとは何%、今、マイナンバーカードは交付されているのか。それと、世帯主がマイナンバーカードを持っていれば、そのファミリーは全部一緒くたでオーケーだよねという、その3つをお聞かせください。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 懸案のマイナンバーカードなんですけど、なかなかマイナンバーカードを有効利用するという機会がないので、今回、やっているんですけど、PRをしても、実際は4月27日現在でマイナンバーカードを持っていないと使えませんので、今からPRするというのもどうなのかなという気もしているところなんですけど、今回の定額給付金以外の部分で使えるようになれば、もっとPRはしたいと思っております。

あと、件数ですが、手元に資料がないんですが、今年初めの頃の数字ですと、人口に対しての10%弱ですので、2,500件ぐらいだということで御理解頂ければと思います。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 再確認。要するに、今回の場合、間に合わないわけですけど、マイナンバーカードを持っていると、こんなメリットがあるというのが今回ないの、あるの、早いでしょう、早さばかりじゃなくて、手続も簡単になるんだとか、そういうメリットがあるから持っていたほうが得だよと、そういうことを聞いているんだけど。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 持っているから得というのは、早く申請できるというだけです。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 簡単だというんだったら、メリットが大きいと思うんだけど、早いだけというんじゃないかと。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 簡単かどうかは、テレビなんかの報道ですと、やろうとするとパスワードを忘れていたとかいろんな問題も出てきますので、荒井議員みたく精通している

方だったらば、簡単なんだろうとは思いますが、なかなか使ったことがないような方だと、パスワードが分からないとかいろんな問題が出ますので、それは今後の課題かとは思っております。

ただ、通常の、うちにてオンラインでできる話なので、そういう部分については、非常に便利なんだとは思っておりますが、そういう部分のメリット、デメリットはあると思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今月下旬くらいから窓口での申請も始まるということなんですが、オンラインとか郵送対応以外でも、窓口への申請というのがかなり多いんじゃないのかなと本市の現状から見て思うんですが、その際の窓口での混雑対策とかというのはあったりするんでしょうか。例えば、整理券を配って車で待っていてもらって、順番が来たら電話するとか、何かそういった対応とかはあるんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 窓口、確かに来るかとは思っております。ただ、一応入り口で、南那須庁舎だとロビー、烏山庁舎ですと市民室を考慮しておるんですが、場内整理の職員は付けようとは思っております。ただ、今言ったような、九州でありましたドライブスルーの方式みたいなところが取れる場所でもないの、こちらについては、表でお待ちいただく時間があったりするかもしれませんし、場合によっては、今言ったような形も有効かと思いますが、状況が読めない。基本的には郵送してくださいということで進めておりますので、あまりPRもしたくないといいますが、しないほうがいいのかという気もしているんですけど、来た方には密にならない対応で進めていきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 実際、始まってみないと、蓋を開けてみないと分からないというところだと思うんですが、実際、世帯主とか代理でも申請できるようですが、世帯主の方が多くいらっしゃるかと思うので、上の世代の方なんかは窓口で、税金での納付のあれもありますけど、窓口で安心して手続したいなんていう方もいらっしゃると思うので、ぜひ担当される職員さんとか、あと市民の健康を守るためにも、ぜひそこら辺の対策というのを、その日が始まって混乱するんじゃなくて、あらかじめ対策を練っていただけるように、お願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 要望ということでよろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。各位の御協力大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第3回那須烏山市議会5月臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午前11時22分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和2年6月18日

議 長 沼 田 邦 彦

署 名 議 員 小 堀 道 和

署 名 議 員 相 馬 正 典